

## 野菜は都市でつくるもの

現在の日本農業が抱える技術問題のなかで最も重要な一つは畑作地帯に蔓延している連作障害である。連作障害とは言葉の通り作物の連作にともなう生じる病虫害や生理障害の総称であるが、最近では連作をしなくても「連作障害」と同じような障害が現われるケースが広がっている。要するに日本の畑土壌全体が深刻な病に犯されつつあるということである。

ではなぜ、こうなってしまったのか。その理由は比較的簡単なことで、都市から締め出された野菜が、かつて麦や大豆を栽培していた地方の畑一面に拡がってしまったからである。麦や大豆と比較すると野菜作は一般に地力収奪的で多肥多農薬を招きやすく合理的な輪作を組みにくいという性格をもっている。

したがって野菜作は元来、小面積で集約的に栽培されるものであり、農耕（Farming）というよりも、園芸（Gardening）の技術体系に属するものと理解されてきたし、実際の農業もそのように展開されてきた。野菜は貯蔵や運搬が難しいという技術的特性もあるので、野菜産地は都市内部あるいは都市のごく近郊地域に立地するのが通例であった。野菜がふるくから「前栽物（せんぜいもの）」と呼ばれてきたのはそのためである。

国内では京都が最も著名な例であるが、歴史的蓄積のある都市にはその内部あるいは周辺に必ず優れた野菜産地が展開しており、産地と消費者をつなぐ地場流通のルートも、朝市、野市、振り売りなどの形できめ細かく形成されていた。

野菜作に代表される都市農業の展開は、飲み水の供給と同じように都市の成立にとって必須の都市機能であり、その展開度合は都市の成熟度のバロメータでもある。だから、都市農業を駆逐しながら形成された戦後の大都市は、基本的な都市機能を欠いた欠陥都市であり、成熟度の低い未熟都市だと断定せざるを得ないのである。

このような欠陥都市の急膨張は野菜価格の乱高下などの深刻な社会問題を引き起こし、それへの応急対策として、野菜生産出荷安定法（1966年）による指定産地制度が発足し、また卸売市場法が改正され（1971年）、中央卸売市場を頂点とする集散市場体系が強引に形成された。そしてその結果、冒頭に書いたような連作障害の蔓延という事態が全国の畑作地帯に拡がってしまったのである。

連作障害への技術対策としては土壌消毒、有機物施用、接木などの応急措置がとられているが、それらの措置がかえって事態を悪化させてしまうというケースも少なくない。問題の抜本的な解決のためには、野菜は都市でつくるという原則を回復させ、地方の畑作地帯には麦、大豆などの普通畑作物を復活させ、畑作における野菜の作付比率を下げる以外にはないと思われる。

以上のような視点からすれば、野菜は都市でつくるものという原則の回復、すなわち都市農業の再建、拡充の方向は、単に欠陥都市の現状を救うだけでなく、全国の畑作農業を混乱と病弊から救い出す道だとも言えるのである。